

お客さま各位

「外国為替及び外国貿易法」に基づく銀行等の確認義務履行に関する  
お客さまへのお願い

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

かねてより弊行は、外国為替及び外国貿易法に基づく経済制裁措置に対応するため、お客さまのご送金、輸入取引が、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」および「北朝鮮に対する支払の原則禁止措置」に該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、貨物の輸入又は仲介貿易に係る「仕向送金取引」においては、原産地（国名）、船積地（船積地が属する都市名）仕向地（国名）をご申告いただきますようお願い申し上げます。

また北朝鮮隣接国（韓国、中国・マカオ・香港、ロシア）とのお取引や、特定の商品のお取引の際には確認のための書類の提示をお願い申し上げます。

提示をお願いする書類・ご申告等の要領につきましては、裏面「お客さまへのお願い」をご覧くださいませようお願い申し上げます。

■外国為替及び外国貿易法に基づく支払等規制（北朝鮮・イラン関連抜粋）

1. 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入又は仲介貿易に係るもの（平成13年10月14日実施）</li> <li>・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの（平成21年6月18日実施）</li> </ul>
2. 北朝鮮の「資金使途規制」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行なわれるもの（平成21年7月7日実施）</li> </ul>
3. 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止（平成28年2月26日）</li> </ul>
4. イランの「資金使途規制」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行なわれるもの（平成28年1月22日実施）</li> <li>・「イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行なわれるもの（平成28年1月22日実施）</li> </ul>

■法令に基づき銀行に求められている確認義務

上記の経済制裁措置の確実な実施のため、弊行は外為法第17条の規定により、お客さまのご送金、輸入取引が当該制裁措置に該当しないものであることを確認しております。

お取引に関する確認資料をご提示いただいたうえで、取引内容について慎重な確認をさせていただく場合もございます。「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」および「北朝鮮に対する支払の原則禁止措置」等に該当しないことが確認できない場合、お取引をお断りさせていただくこともございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。（裏面へ続く）

誠にお手数ではございますが、お客さまのご理解・ご協力を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 下記(1)(2)に該当する外国送金は、確認書類\*の提示(添付)をお願いします。

(1) 輸入代金/仲介貿易送金等のお取引で、輸入品目等が以下16品目に該当するお取引

輸入商品の品目 と送金の仕向先*	「うに」「あさり」「さるとりいばらの葉」「まつたけ」の4品目の場合は 全てのお取引
	「しじみ」「ずわいがに」「けがに」「赤貝」「えび」「うにの調製品」「なまこの調 製品」「ひらめ」「かれい」「たこ」「はまぐり」「あわび」の12品の場合は、 送金の仕向先が、「中国(香港・マカオを含む)」「ロシア」「韓国」のお取引

\*送金の仕向先は、受取人または受取人取引銀行の所在地をさします。

(2) 送金依頼書上に北朝鮮に隣接する以下の中国(東北3省)都市の記載があるお取引

省名	地名	英字表記	省名	地名	英字表記
りょうねい 遼寧省 Liaoning	丹東市	Dandong	きつりん 吉林省 Jilin	龍井市	Longjing
	鞍山市	Anshan		和龍市	Helong
	本溪市	Benxi		敦化市	Dunhua
きつりん 吉林省 Jilin	延吉市	Yanji	長白県	Changbai	
	琿春市	Hunchun	汪清県	Wangqing	
	通化市	Tonghua	安図県	Antu	
	図們市	Tumen	こくりゅうこう 黒龍江省 Heilongjiang	牡丹江市	Mudanjiang

\*確認資料は原産地・船積地域等に関する資料(公的な原産地証明書等)をお願い申し上げます。

2. 送金ご依頼の際に、規制取引に該当しない旨の申告をお願いします。

お客さまのお取引が、外為法上の「北朝鮮・イラン規制関連取引」に該当しないことのご確認とご申告(依頼書等の該当の口にチェック)をお願い申し上げます。

送金依頼書等の「この送金は北朝鮮・イラン規制関連取引に該当しないこと」の確認には、お客さまの知りうる限りにおいて、最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと、また、お取引相手の主な株主や取締役の中に北朝鮮居住者(法人・個人)がいないことを含みます。

■ 「外国送金依頼書兼告知書」でご依頼をいただく場合

- ① 「ご依頼人英文住所・英文氏名・名称」欄上部の「この送金は北朝鮮・イラン関連等の取引に該当しません。」をチェックしてください。
- ② ご送金目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合には、商品の品目、原産地(国名)・船積地域(都市名)、仕向地(国名、仲介貿易の場合のみ)をご記入ください。

■ 「あわぎん外為 Web サービス」でご依頼をいただく場合

- ① 外為法の規制に該当しない旨のご申告、ならびに「商品の原産地(国名)、船積地域(都市名)、仕向地(国名、仲介貿易の場合のみ)」について、ご通知ください。
- ② 1. に該当する場合は、送金ご依頼の際に確認書類をPDFにて添付(またはお取引店へ送付)ください。

いずれの場合も、お客さまからご申告がない場合には、弊社担当者から「ご送金目的」「商品の品目や原産地・船積地域・仕向地」等を照会させていただきます。

ご不明な点等がございましたら、お取引店までご照会ください。